様式3

質　疑　回　答　書

事業名：姫路市立小学校等給食室空調設備整備事業

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質疑事項	質疑回答
1	募集要項	17	審査項目	評価項目	（2）スケジュール管理	早期供用開始	評価基準	令和9年度夏季休業期間中の施工完了対象校の選定について	令和9年9月1日までに部分使用の検査が可能な給食室について、対象校の選定は、提案者が各校の施工条件、工事規模及び施工体制等を考慮し、任意に選定して提案できるとの理解でよろしいでしょうか。 また、優先交渉権者決定後の現地調査及び学校との工程調整の結果、提案した施工完了対象校の変更が必要となった場合、市との協議により変更することは可能でしょうか。	様式6-2-4で提案いただく内容は、校数のみとなりますので、提案時での対象校の提示は不要です。そのため、現地調査等により対象校が変更となった場合も本評価項目による手続きは不要です。 ただし、対象校数が減数となった場合は募集要項P13第11章(2)ケにもとづき、違約金の対象とします。なお、現地調査及び学校との工程調整は契約締結後となります。
2	募集要項・要求水準書							優先交渉権者決定後の現地調査	本事業の実施設計及び施工計画の精度を高めるため、初年度の夏休みにどれだけ施工できるかの校数を上げるため優先交渉権者として決定された後、契約締結前の段階から、対象校の給食室及び関連設備について現地調査を実施したいと考えております。学校及び給食運営に支障のない日時を事前に調整したうえで、現地調査を実施することは可能でしょうか。	契約締結前の実施設計に必要な現地調査等は不可とします。
3	募集要項・要求水準書							実施設計の完了範囲と学校別・工種別の先行施工着手条件	本事業は令和9年3月末の市議会議決後に現地調査を開始する工程となるため、初年度の夏季休業期間中に施工を完了する対象校を増やすには、実施設計と施工準備を並行して進めることが重要と考えております。 そこで、実施設計図書一式の完成・承諾前であっても、学校別又は工種別に、空調負荷計算及び機器能力・台数の選定根拠、電源容量・受変電設備への影響、電線サイズ・保護装置の選定、配管・配線ルート、機器設置位置、建築・構造上の安全性等、当該工事の施工に必要な設計内容が確定し、市の確認・承諾を得た範囲から順次施工に着手することは可能でしょうか。 また、着手可能な場合、①施工着手時点で完成・提出すべき設計図書及び計算書の範囲、②市の確認・承諾の手順と所要期間、③設計図書一式の最終提出・承諾の時期、④先行着手可能な工種（機器発注、基礎・貫通・支持金物、配管・配線等）の区分についてご教示ください。	施工に必要な設計内容が確定し、市の承諾を得た範囲から順次施工に着手することは可能です。 ①施工範囲に必要かつ関連する設計図書および計算書を提出してください。 ②工事担当課で確認の後、承諾します。所要期間は内容にもよりますが、通常、提出後１週間程度とします。 ③設計図書の最終提出期限はございません。②の期間を含み、施工完了ができる期間内で提出してください。 ④先行着手可能な工種の区分についての指定はございません。ただし、設計内容により、先行着手を行った範囲に変更が生じた場合（市の責による場合を除く）は、契約変更の対象外とし、事業者の負担とします。

4	要求水準書	3	1	3	(3)	オ		室外工事については、室内工事の前後に実施	室外工事については、室内工事の前後に実施とのことですが、給食の提供を行う日に行ってもよいでしょうか。	学校と調整のうえ、給食の提供日でも可能とします。
5	要求水準書	6	2	1	(6)			共通事項	「給食施設における既設ガス設備からの分岐は不可」とは給食室内の配管のことで、既設ガスメーターの一時側からの分岐で空調用のガスメーターを新設する場合は分岐可能という認識でよろしいでしょうか。	給食施設の既設ガス設備からの分岐は既設ガスメーターの１次側を含め、全て不可です。 ただし、校舎もしくは屋内運動場に既設ガス設備がある場合は、監督員と協議のうえ、分岐可能とします。
6	要求水準書	13	4	1	(1)			空調設備を設置する工事（付帯工事を含む。）に必要な設計を行い、以下「４設計図等の提出」で示す関係書類を作成の上で、市の承諾を得ること。	設計に取り掛かれるのは、仮契約締結後になるのでしょうか。現地調査やデータでの建築図面などの提供もその時点からでしょうか。市の承諾は、どれくらいの期間で頂けるのでしょうか。	設計および現地調査は、仮契約締結後ではなく、契約締結後に行ってください。図面提供は、契約締結後直ちに行います。 また、市の承諾は内容にもよりますが、通常、提出後１週間程度とします。
7	要求水準書	15	4	3	(1)	ウ		設計主任技術者を再委託する場合にあっては、グループ構成員以外の者についても可とするが、再委託申出書を市に提出の上、市の承諾をもって再委託を認めるものとする。	再委託申出書は、どのような書式になるのでしょうか。どの時点で市の承諾をもって、再委託は認められるのでしょうか。	再委託申出書の様式は市が定める様式とし、契約締結後に提出のうえ、市の承諾を行います。
8	要求水準書							工事完了後の清掃及び給食再開準備期間	給食室内の空調設備工事完了後、受注者において工事に伴う清掃及び原状復旧を実施する計画としております。その後、給食調理従事者による調理室・調理器具等の衛生清掃及び給食再開に向けた準備期間を、工事工程とは別に確保する必要がありますでしょうか。必要な場合は、受注者による工事完了後から給食再開までに確保すべき日数を、学校ごとに何日程度見込めばよいかご教示ください。	要求水準書P3第1章3(3)イ・ウに記載のとおりとします。
9	要求水準書							給食室棟内での作業員の衛生対策	給食室棟内で空調設備の設置・配管等の工事を実施する際、異物混入及び衛生上のリスクを防止するため、作業員にナイロン製割烹着等の衛生保護衣、帽子、マスク、専用履物等の着用を義務付ける必要がありますでしょうか。必要な場合は、着用対象となる作業区域、衛生保護具の種類及び衛生管理上の遵守事項についてご教示ください。また、給食提供のない休業期間中の施工についても同様の対策が必要か、ご教示ください。	室内工事の際に衛生服等の着用は不要です。 給食調理器具等に適切な養生を行い、衛生面に配慮してください。

10	別紙７							給食提供カレンダー	土曜日、日曜日、国民の祝日は全て給食の提供を行わない日となっており、その日を作業日として提示してもよいでしょうか。また設計業務や施工業務の現地調査の日としてもよいでしょうか。	土曜日、日曜日、国民の祝日の給食の提供を行わない日を作業日として提示することは可能ですが、要求水準書P3第1章3(3)イ・ウと技術評価に係る提案書（様式6-2-3）を考慮してください。 また、設計業務や施工業務の現地調査は契約締結後、学校と調整のうえ、原則学校運営中に行ってください。なお、現地調査のみの場合は、要求水準書P3第1章3(3)ウで示す清掃・準備期間は不要とします。
11	様式集 様式6－2－3			(2)				A・B・Cグループの評価区分と初年度施工対象校の選定	様式6－2－3（2）「スケジュール管理」に示されるA・B・Cグループは、給食提供への影響日数に応じた評価（減点）の区分を示すものであり、令和9年9月1日までに施工を完了し、部分使用の検査が可能な学校数を提案する際の対象校の選定区分とは別のものと理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。 また、令和9年9月1日までに施工を完了する学校については、A・B・Cグループの区分にかかわらず、提案者が施工条件、工程及び施工体制を踏まえて任意に選定し、提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。